

## 板柳町空家等除却促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、空家対策の一環として空家等の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、その除却等に要する経費の一部に対し、当該年度の予算の範囲内において、板柳町空家等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年3月27日板柳町規則第14号。以下「規則」という。）及び板柳町町税等滞納者に対する補助金等交付の取扱い方針（令和7年板柳町告示第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 不良住宅空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されており、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (3) 除却工事 不良住宅空家の全てを解体し、その廃材の撤去及び処分を行うことをい、除却後の整地を含む。
- (4) 跡地活用事業 地域の交流やにぎわいを活性化させることを目的として、空家等の全てを除却後1年以内に当該跡地をポケットパーク、防災広場、集会所用駐車場、雪置き場等の用に3年以上供する事業をいう。
- (5) 所有者等 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者又は当該所有者の相続人をいう。
- (6) 標準建設費等 公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法等の規定による国土交通省住宅局所管事業について国の補助金額の算定の基準となる標準建設費その他の額であって、国土交通大臣が定めたものをいう。

### (補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、板柳町内に存する空家等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する不良住宅空家の認定を受けているものであること。
  - (2) 第6条第2項に規定する跡地活用事業の採択を受けているものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象建築物としないものとする。
- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に規定する命令を受けているもの
  - (2) 所有権以外の権利の設定がある場合において、当該権利者から除却についての同意が得られないもの
  - (3) この要綱に基づく補助金以外に他の補助金等の交付を受けているもの又は交付を受ける予定があるもの
  - (4) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けた建築物が立地する敷地に立地する建築物であるもの

(5) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等（個人に限る。）
  - (2) 前号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を得た者
  - (3) 跡地活用事業を行うことを目的として除却後の土地を賃借しようとする者であつて、補助対象建築物の所有者等及び補助対象建築物の立地する敷地の所有者等の全ての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。
- (1) 納付すべき市区町村税について滞納がある場合
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 第1項の規定にかかわらず、所有者等が複数の場合において、全ての同意を得られない者は、補助対象者としなない。ただし、同意を得ることが困難であり、周囲への危険性や緊急性があると町長が認めるときは、誓約書等を提出させることにより、補助対象者にできるものとする。

(不良住宅空家の認定)

第5条 不良住宅空家の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、あらかじめ、不良住宅空家認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 不良住宅空家の位置図（敷地内に複数の建物がある場合は位置図及び配置図）
  - (2) 不良住宅空家の現況写真
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、及び実地に調査し、当該結果を不良住宅空家認定通知書（様式第2号）又は不良住宅空家不認定通知書（様式第3号）により、認定申請者に通知するものとする。
- 3 不良住宅空家の認定は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。
- (1) 不良住宅空家のうち、木造又は鉄骨造で、別表の評定区分ごとに合計した評点（当該合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、最高評点。次号について同じ。）を合算した評点が100点以上であるもの
  - (2) 不良住宅空家のうち、コンクリートブロック造で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第3の評定区分ごとに合計した評点を合算した評定が100点以上であるもの
- 4 前項の規定にかかわらず、補助を受ける目的で故意に破損させた場合は、不良住宅空家と認定しない。
- 5 認定申請者が、第2項に規定する通知を行う前に、当該申請を取り下げようとする場合は、不良住宅空家認定申請取下届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(跡地活用事業の採択)

第6条 跡地活用事業の採択を受けようとする者（以下「採択申請者」という。）は、あらかじめ、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 跡地活用事業申請書（様式第5号）

- (2) 跡地活用事業計画書（様式第6号）
  - (3) 補助対象建築物の位置図及び配置図
  - (4) 補助対象建築物の現況写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び実地に調査し、当該結果を跡地活用事業採択通知書（様式第7号）又は跡地活用事業不採択通知書（様式第8号）により、採択申請者に通知するものとする。
- 3 採択申請者が、前項に規定する通知を行う前に、当該申請を取り下げようとする場合は、跡地活用事業申請取下届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

#### （補助対象事業）

第7条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が行う補助対象建築物の除却工事又は跡地活用事業
  - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者が施工するもの
  - (3) 補助を申請する年度の1月末までに当該事業が完了するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
  - (2) 現に人が居住している住宅と同一敷地内にある空家等を除却するもの
  - (3) その他町長が補助金の対象として不相当と認めるもの

#### （補助対象経費）

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、補助対象建築物の除却に要する経費とする。

#### （補助金の額）

第9条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）又は標準建設費等の除却工事費により積算した額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

#### （交付申請）

第10条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 板柳町空家等除却促進事業費補助金交付申請書（様式第10号）
- (2) 補助対象事業に係る工事見積書の写し（除却工事費用の内訳が分かるもの）
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象建築物の所有者であることを証する書類
- (5) 申請者と補助対象建築物の所有者又は補助対象建築物の立地する土地の所有者が異なる場合は、所有者同意書（様式第11号（1）・様式第11号（2））
- (6) 納税証明書（申請者が町外在住者の場合）
- (7) 誓約書（様式第12号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請は、当該年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、板柳町空家等除却促進事業費補助金交付決定通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、板柳町空家等除却促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出)

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするとき又は除却工事を中止しようとするときは、速やかに板柳町空家等除却促進事業費補助金交付申請変更・中止承認申請書(様式第15号)を、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、内容を審査し、適当と認めるときは、板柳町空家等除却促進事業費補助金交付申請変更・中止承認(不承認)通知書(様式第16号)により交付決定者に対し承認を行うものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第14条 交付決定者は、町長から補助対象事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに板柳町空家等除却促進事業費補助金事業遂行状況報告書(様式第17号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 板柳町空家等除却促進事業費補助金事業完了実績報告書(様式第18号)
- (2) 工事請負契約書の写し(契約日は、補助金交付決定日以降の日付であるもの)
- (3) 除却工事状況写真(施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの)
- (4) 領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定年度の1月末日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第16条 町長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地確認を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、板柳町空家等除却促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第19号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、板柳町空家等除却促進事業費補助金交付請求書(様式第20号)を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長の指示等に従わなかったとき

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を板柳町空家等除却促進事業費補助金交付決定取消し通知書(様式第21号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(調査の協力)

第19条 町長は、交付決定者に対し、町が行う補助対象建築物に係る調査等について、協力を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

不良度判定基準（外観目視）

評定区分		評定項目	評 定 内 容	評点	最高 評点
1	構造 一般の 程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の 腐朽又 は破損 の程度	③基礎、 土台、 柱又は はり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上 又は避 難上の 構造の 程度	⑥外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10	
4	排水 設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	30

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。